

(私見) 消費税の基本構造と適格請求書制度

編：税理士 朴木昭一

(はじめに)

適格請求書（以下、インボイス）制度完全移行直前だからこそ今一度基本に戻り、消費税制度の基本を認識すると同時に問題点を共有すべきと考えます。

さて、そもそも租税って何でしょう？
家計にとって、租税は「痛み」そのもの。

我が国憲法は、法の下での平等を保障していますから、租税も平等でなければなりません。
本日は、「痛み」で消費税を解説しますので、共感頂けたら幸いです。

次第

税金を語るうえで最も大切な2つの言葉

- 1 (図解) 消費税制度の基本構造
- 2 消費税が構造上抱える2つの課題
- 3 消費税にとっての帳簿とインボイス
- 4 (図解) インボイス制度
- 5 「税金の押し付け合い」は避けられない。
消費税の押し付け合いの構図
元請けの苦悩
値引や割増など
一人親方は、軽々に選択してはいけない
- 6 質疑応答

○消費税を語る前に

税金を語るうえで最も大切な2つの言葉

- ・ **担税力** ・ ・ ・ 個人が税を負担できる余力
- ・ **応能負担** ・ ・ ・ 担税力に応じて、租税を負担すること

今夜は、この2つの言葉を共有しましょう。

Q なぜ国は、私有財産を減らす（侵す）ことが許されるのでしょうか？

A 使用目的に合理的理由があるから。ただし、それが平等に行われることが保証されていなければならない。

（まとめ図）

国の侵害行為	使用目的	根拠	侵害行為を許す条件
献血： 生命に対する侵害	人命救助	法の下での平等	「痛み」を分かち合う
租税： 家計に対する侵害	公共の福祉	租税公平主義	「金銭的痛み」を分かち合う

担税力を献血で説明すると

	国民	60代	50代	40代	30代	20代	高校生	70以降	腎臓病患者	貧血患者	小学生	赤ちゃん
献血できる体力（担税力）	基準	小	中	大	大	大	極小	不可	不可	不可	不可	不可
体力に応じた負担 （応能負担）	献血量	200	400	400	400	400	50	0	0	0	0	0

まとめ

担税力を無視して課税されない

応能負担である方が望ましい。

やっと

1 (図解) 消費税の基本構造

(立法当時にもどって説明)

贅沢品販売にのみ課税 = 物品税

生活必需品販売やサービスにこそ課税する = 消費税

Q なぜ、必需品やサービスにまで課税するのか？

A サラリーマン層への増税が目的だから、高級品のみでは意味がない。

一律に広く公平を実現とは

(図1) 「一律に広く公平」と「応能負担」を比較する

単位：CC

課税の公平とは	該当する租税		国民	60代	50代	40代	30代	20代	高校生	70以降	腎臓病患者	貧血患者	小学生	赤ちゃん
体力に応じた負担 (応能負担)	直接税	所得税 累進税率	献血量	200	500	400	300	100	50	0	0	0	0	0
みんな同じ負担 (水平的公平)	間接税	消費税 一律	献血量	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

消費税は、余力のない弱者ほど激痛を味わうから、ともに痛みを分かち合う制度ではない。

水平的公平は、担税力から見ると著しく不平等。

2 消費税が構造上抱える2つの課題

【消費税の課題1】 逆進性がつよい
(弱者にとって激痛)

図1で説明

（解決策）弱者救済、免税点をもうける

メリット 水平的公平に応能負担の要素が加わることで低所得者層の負担軽減が図れる。

デメリット 一律でなくなる（公平性が、不透明になる）

デメリット 複雑な仕組みが必要となる

（図2）

単位：CC

公平	租税		国民	60代	50代	40代	30代	20代	高校生	70以降	腎臓病患者	貧血	小学生	赤ちゃん
みんな同じ負担 （水平的公平）	間接税	消費税一律	献血量	200	200	200	200	200	200	免除	免除	免除	免除	免除
										負担軽減				
										免税点				

【消費税の課題2】 二重課税

（図3）引っ越すたびに献血を強制されてしまう地獄絵図

単位：CC

公平	租税		国民	60代	50代	40代	30代	20代	高校生	70以降	腎臓病患者	貧血患者	小学生	赤ちゃん
みんな同じ負担	間接税	消費税一律	A市	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
引越した人	間接税	消費税一律	B市					200			200	200	200	200
			年間献血量	200	200	200	200	400	200	200	400	400	400	400

※ルール 市民は年に200CC献血する。

（解決策）前に献血した分を引いて献血量が決まる。

メリット 水平的公平に応能負担の要素が加わることで低所得者層の負担軽減が図れる。

前段階で納めた税額を控除する。これにより疑似的に付加価値に対する税金に見える。

デメリット 一律でなくなる（公平性が、不透明になる）

（図4）

単位：CC

公平	租税		国民	60代	50代	40代	30代	20代	高校生	70以降	腎臓病患者	貧血	小学生	赤ちゃん
みんな同じ負担	間接税	消費税一律	A市	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
みんな同じ負担	間接税	消費税一律	B市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200
total				200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

3 消費税についての帳簿とインボイス

帳簿方式とは、献血手帳のこと

4①（図3）帳簿方式

単位：CC

公平	租税		国民	60代	50代	40代	30代	20代	高校生	70以降	腎臓病患者	貧血	小学生	赤ちゃん
みんな同じ負担	間接税	消費税一律	A市	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
献血手帳に記載分が免除できる			献血手帳方式	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200
みんな同じ負担	間接税	消費税一律	B市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※献血手帳を献血者自ら記入する制度

※自ら計算できるのは、世界で日本だけ。

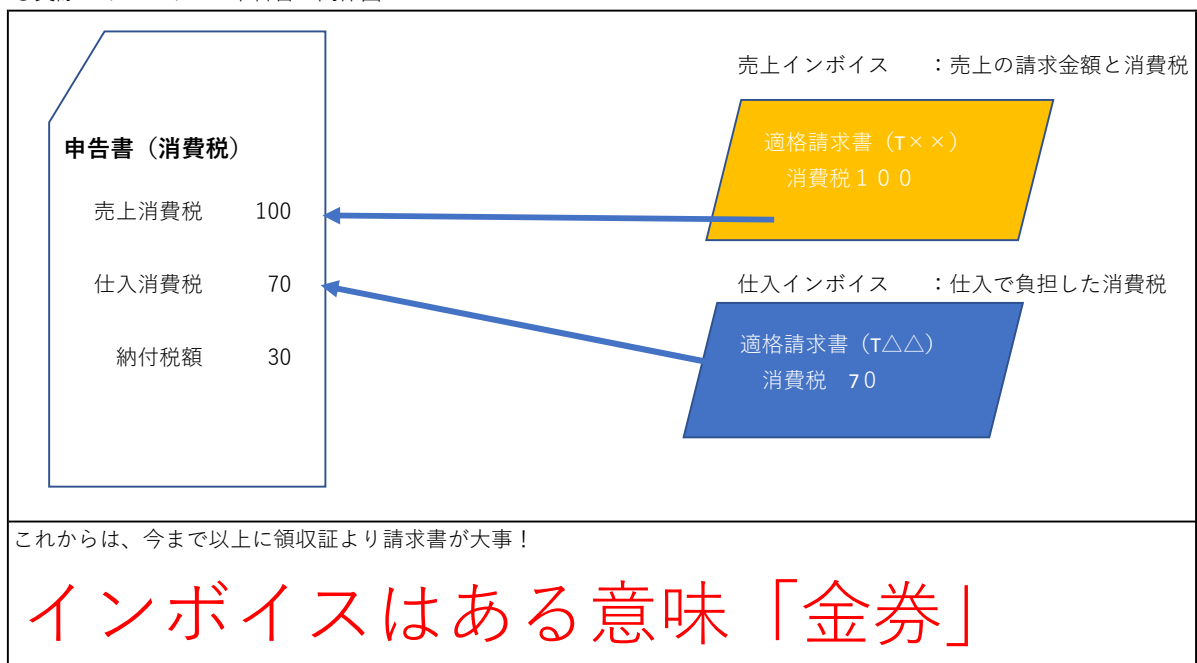
4②インボイス方式とは、献血手帳ではなく献血証明書を発行すること

単位：CC

公平	租税		国民	60代	50代	40代	30代	20代	高校生	70以降	腎臓病患者	貧血	小学生	赤ちゃん
みんな同じ負担	間接税	消費税一律	A市	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
証明書の分、免除できる			献血証明書方式	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200	-200
みんな同じ負担	間接税	消費税一律	B市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※証明書は、取引相手で作成する制度

○実際のインボイスと申告書の関係図

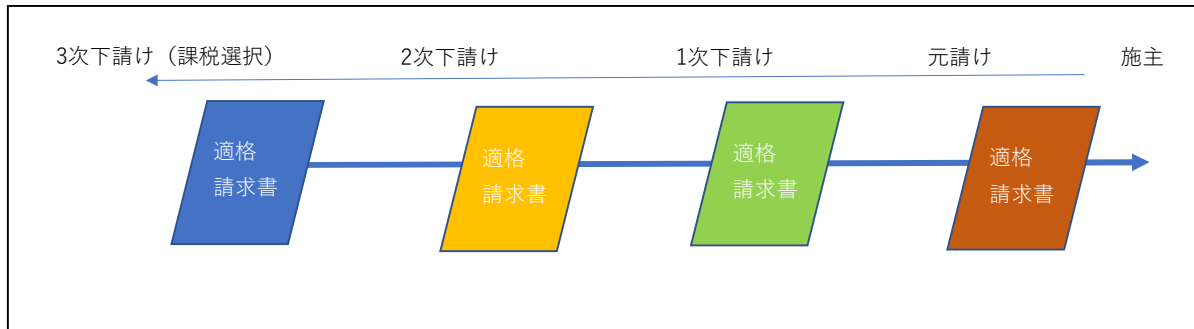


インボイス移行の課題を考える

4 (図解) インボイス制度

消費税は、間接税のリレーです。

適格請求書制度とは、前走者から次走者へインボイスというバトンで消費税の支払額を手渡していくというイメージです。



① インボイス制度の特徴

(国の考えるメリット)

- ・取引内容が見える (透明)
- ・計算が単純 (足し算)
- ・世界標準であるから貿易等でも利用可能
- ・マイナンバーと組み合わせることで、いずれは申告不要とできる。

(納税者のデメリット)

- ・インボイス発行の事務が増える。
- ・申告する権利が侵害される恐れがある。
- ・**免税制度があると機能しづらい。**
- ・日本の商取引は、30年以上帳簿方式を前提に行われているから、価格に転嫁できていない。
- ・味わう痛みの結果、軍事費に利用では合わない。

② インボイス制度で大事なこと

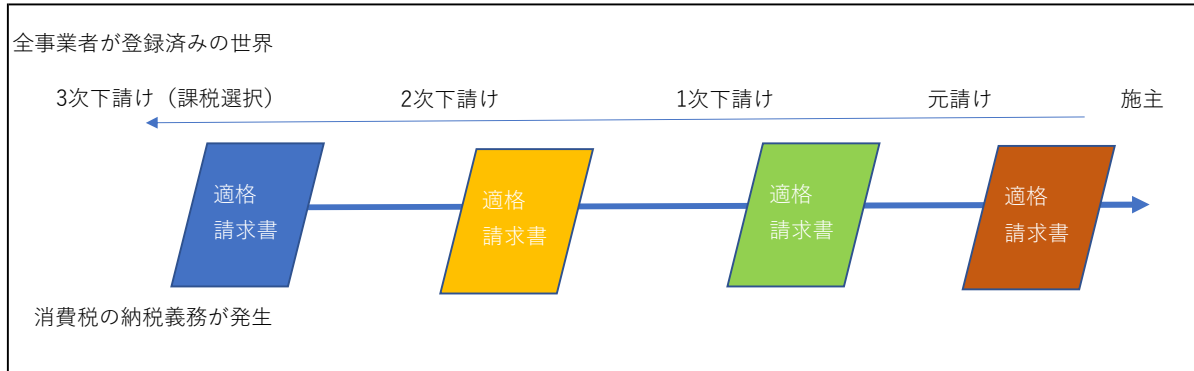
- ・すべての取引で発行されるのが望ましい＝受け取った請求書の納付税額の裏付けがなくなる
免税制度がはかないほうが機能する。

5 本日の最後

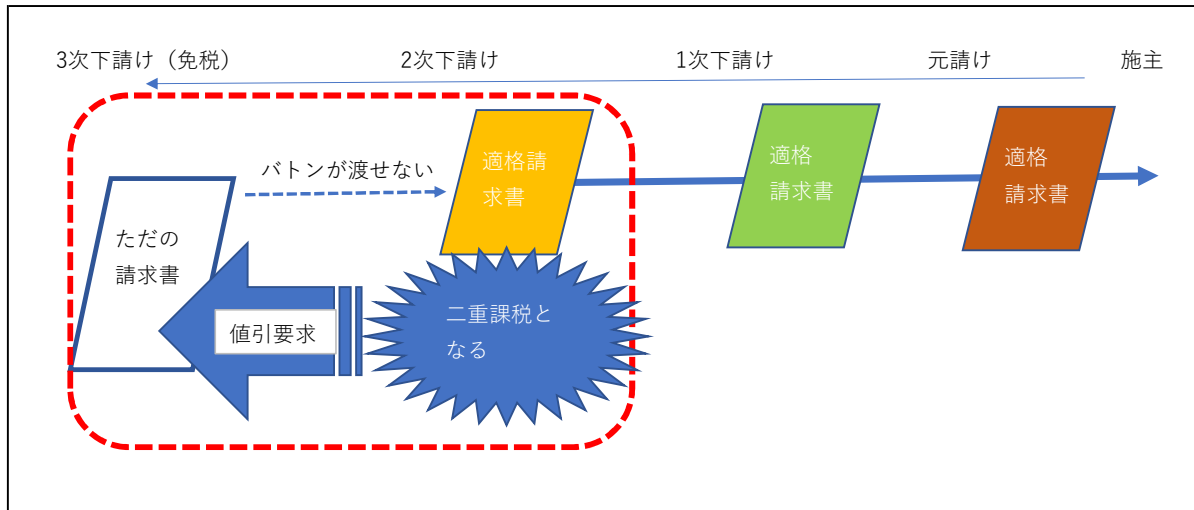
○「税金の押し付け合い」は避けられない。

なんとかなんと交渉先延ばしにした方が、納めることとなるでしょう

A 全事業者が登録事業者である場合のインボイス



B 免税事業者と取引する場合のインボイス



③インボイス反対の声があるのか

- ・一人親方など、免税されていた方が、元請けから納める選択をするよう、事実上強制される
- ※ およそ年収の1か月分が納税額となる
- ・税金の押し付け合いとなる。
- ・完全にインボイスのみになるまでの期間、帳簿の記載の手間が倍増する。
- ・個人情報が出れる恐れが高い

選択する場合、

事業者登録の前に「負担交渉」を終わらせましょう。